

●香川県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年5月27日から同年6月17日まで一般の縦覧に供する。

平成23年5月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松牟礼線（36号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市牟礼町大町字塩屋1053番2地 先から 高松市牟礼町大町字塩屋1073番3地 先まで	10.3~30.9	66	平成20年香川県告示第 295号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成23年5月27日